

令和6年度
定期総会資料



令和6年4月19日（金）

紀の川市立竜門小学校体育館

竜門地区幼児・児童教育振興会総会
竜門小学校育友会総会
14:20～15:30

竜門地区幼児・児童教育振興会
竜門小学校育友会

この総会資料には、個人情報が含まれています。取り扱いには、ご注意下さい。

竜門地区幼児・児童教育振興会総会次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 職員紹介
- 5 議長選出
- 6 議 事
 - ① 令和5年度会務・会計報告及び承認
 - ② 会計監査報告及び承認
 - ③ 令和6年度役員承認
 - ④ 令和6年度事業計画案・予算案審議及び承認
- 7 令和5年度会長退任挨拶
- 8 令和6年度会長就任挨拶
- 9 閉 会

竜門小学校育友会総会次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議 事
 - ① 令和5年度会務・会計報告及び承認
 - ② 会計監査報告及び承認
 - ③ 令和6年度役員承認
 - ④ 令和6年度事業計画案・予算案審議及び承認
- 5 令和5年度会長退任挨拶
- 6 令和6年度会長就任挨拶
- 7 学校長挨拶

- 竜門地区幼児・児童教育振興会々則
- 竜門小学校育友会規約
慶弔規定

令和5年度 会 務 報 告(案)

教育振興会 育友会

月. 日	曜	教育振興会	育友会	県・市PTA事業等
4. 10 11 13 14 20	月 火 木 金 木	新旧役員会(19:00～) 定期総会	1学期始業式 入学式 9:30～ 新旧役員会 (19:00～) 龍門山登山 (5.6年) 秋葉山(3.4年) 粉河運動場 (1.2年) (予備21日) 授業参観、学級懇談会、定期総会 第1回役員会 (19:00～)	
5. 6 9 20	土 火 土	リサイクル活動支援	通学路草刈作業 7:30～ (予備日 7日(日) 7:30～) 第1回広報委員会(19:00～) [11(木) 12(金) 6年修学旅行] 第1回リサイクル活動 (7:30～) [28(日)29(月) 5年宿泊学習]	5/13(土)市P総会・ 研修会
6. 9	金		授業参観、学級懇談会	
7. 18 19 20 中旬	火 水 木		1学期末個人懇談会 (第1日) 1学期末個人懇談会 (第2日) 1学期終業式 広報紙「龍門」123号発行	
8. 21 29	月 火		保体委員会(19:00～) 2学期始業式	
9. 1 9 29 30	金 土 金 土	第1回役員会(18:00～) 秋季運動会後援	第2回役員会(19:00～) 通学路草刈作業・環境整備作業 (予備日10日(日) 7:30～) 運動会準備作業 (13:30～) 秋季運動会 (雨天順延)	
				10/20(土)市P研修会
11. 22		学校開放イベント後援	学校開放月間 授業参観 保護者学級 学校開放イベント	
12. 1 20 21 22	金 水 木 金		マラソン大会 (予備日8日 (金)) 第3回役員会(19:00～) 2学期末個人懇談会 (第1日) 2学期末個人懇談会 (第2日) 2学期終業式	
1. 9 31	火 木		3学期始業式 第2回広報委員会(19:00～) 学校保健安全委員会	1/20(土)県P研修会
2. 3 9	土 金	リサイクル活動支援	第2回リサイクル活動 (7:30～) 授業参観・学級懇談会	
3. 7 19 21 22 下旬	木 火 木 金	第2回役員会(18:00～) 会計監査	卒業式 新旧役員引継会 (19:00) 修了式 広報紙「龍門」124号発行	

令和5年度 教育振興会決算報告(案)

竜門地区幼児児童教育振興会

収入の部

(円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
繰越金	34,734	34,734	0	令和4年度よりの繰越金
会 費	150,000	150,000	0	区長会よりの会費
活 動 費	10,000	0	△ 10,000	スクールサポート助成金
寄 付 金	0	0	0	
雑 収 入	2	2	0	
合 計	194,736	184,736	△ 10,000	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
会 議 費	5,000	0	△ 5,000	
通 信 費	7,000	0	△ 7,000	役員会通信費 印刷用紙代等
活 動 費	10,000	0	△ 10,000	スクールサポーター活動費
行事補助費 (小学校)	100,000	100,000	0	運動会等学校行事費用の補助
慶 弔 費	8,000	3,000	△ 5,000	
予 備 費	34,736	80,000	45,264	竜門地区教育振興会安全会へ
合 計	164,736	183,000	18,264	

差引の部

収入総額 184,736 － 支出総額 183,000 ＝1,734 円

上記、差引残額を令和6年度へ繰り越します。

令和5年度 教育振興会安全会決算報告(案)

竜門地区幼児・児童教育振興会

収入の部

(円)

項 目	決算額	備 考
繰 越 金	356,731	令和年度よりの繰越金
臨 時 収 入	80,000	振興会会費より振替
雑 収 入	2	利息
合 計	436,733	

支出の部

項 目	決算額	備 考
の ぼ り 旗 ・ 竿	75,900	旗100枚
合 計	75,900	

差引の部

収入総額 436,733 － 支出総額 75,900 ＝ 360,833

上記、差引残額を令和6年度へ繰り越します。

会 計 監 査 報 告

令和5年度竜門地区幼児・児童教育振興
会会計を監査の結果、決算書の記載は正確
であり、帳簿・証拠書類等はすべて符合し、
本決算は適正であることを認めます。

令和6年 3月 7日

会計監査委員

身田美千子 

岡野光幸 

会 計 監 査 報 告


令和5年度竜門地区幼児・児童教育振興

会安全会会計を監査の結果、決算書の記載
は正確であり、帳簿・証拠書類等はすべて符
合し、本決算は適正であることを認めます。

令和6年 3月 7日

会計監査委員

宇田美千子 

岡野光幸 

令和5年度 育友会会計決算報告(案)

収入の部

紀の川市立竜門小学校育友会

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
繰 越 金	504,965	504,965	0	
会 費	268,800	273,840	5,040	1人在籍〔280×12×41件=137,760円〕 複数在籍〔420×12×21件×=105,840円〕 教職員〔280×12×14件=47,040円〕
補 助 金	150,000	206,960	56,960	教育振興会行事補助 PTA助成金 河川愛護会補助
寄 付 金	5,000	5,000	0	ご祝儀(区長会様)
雑 収 入	3	3	0	利息他
合 計	928,768	990,768	62,000	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
運 営 費	28,000	10,280	△ 17,720	
1 会議費	12,000	7,340	△ 4,660	飲料
2 事務費	16,000	2,940	△ 13,060	カードラック、連絡用封筒等
事 業 費	121,000	64,679	△ 56,321	
1 委員会費	80,000	31,032	△ 48,968	育友会事業飲料など
2 保険料	18,000	14,440	△ 3,560	PTA安全会費
3 研修費	10,000	7,800	△ 2,200	県P研修参加費
4 慶弔費	10,000	9,000	△ 1,000	見舞金・香料など
5 分担金	3,000	2,407	△ 593	市P分担金
援 助 費	273,000	196,120	△ 76,880	
1 各種研修費	3,000	0	△ 3,000	育友会各種研修費用
2 保体補助費	80,000	76,366	△ 3,634	運動会用品、参加賞、テント(中)など
3 奨学費	100,000	104,580	4,580	名札、記念写真、卒業アルバム補助、卒業記念品など
4 福祉費	30,000	9,729	△ 20,271	マラソン大会参加賞等
5 学習援助費	60,000	5,445	△ 54,555	注連縄材料、夏休み作品郵送料など
予 備 費	304,190	387,441	83,251	掃除機、パイプイス、テント(大)
合 計	726,190	658,520	△ 67,670	

差引の部

収入総額 ¥990,768 - 支出総額 ¥658,520 = ¥332,248

※ ¥332,248 は、令和6年度育友会会計へ繰り越します。

令和5年度 育友会特別会計決算報告(案)

紀の川市立竜門小学校

収入の部

(円)

項目	決算額	備考
繰越金	154,160	令和4年度より繰越金
寄付金	98,300	ナガケンセツブ(河川愛護)
リサイクル活動	37,180	6月ハマダ入金
雑収入	1	利子
リサイクル活動	3,780	9月ハマダ入金
寄付金	5,758	荒見地区より
リサイクル活動	7,560	1月ハマダ入金
雑収入	1	利子
補助金	10,000	スクールサポーター補助金
リサイクル活動	55,880	3月ハマダ入金
合計	372,620	

支出の部

項目	決算額	備考
	16,416	リサイクル飲料、お礼
	5,016	ポリ袋
	11,840	マグネット網戸
	9,324	草刈り機部品等
	9,124	清掃機器
	1,680	自転車修理代
	13,716	リサイクル飲料、お礼
	10,000	スクールサポート飲料、お礼、送料
合計	77,116	

差引の部

収入総額 372,620 — 支出総額 77,116 = ￥295,504

上記、差引残額を令和6年度育友会特別会計へ繰り越します。

会 計 監 査 報 告

令和5年度紀の川市立竜門小学校育友会
会計を監査の結果、決算書の記載は正確で
あり、帳簿・証拠書類等はすべて符合し、
本決算は適正であることを認めます。

令和6年 4月 8日

会計監査委員

渡田 勇二



古田 真由美



会 計 監 査 報 告

令和5年度紀の川市立竜門小学校育友会特別会計を監査の結果、決算書の記載は正確であり、帳簿・証拠書類等はすべて符合し、本決算は適正であることを認めます。

令和6年 4月 8日

会計監査委員

淡田 勇二



古田 真由美



令和6年度 事業計画(案)

教育振興会 育友会

月. 日	曜	教育振興会	育友会	県・市PTA事業等
4. 8 9 11 12 19 26	月 火 木 金 金 金	新旧役員会(18:00～) 定期総会	1学期始業式 入学式 9:30～ 新役員会 (18:00～) 授業参観、学級懇談会、定期総会 遠足 龍門山登山 (5.6年) 秋葉山(3.4年) 粉河運動場 (1.2年) (予備なし)	
5. 11 25	土 土	リサイクル活動支援	通学路草刈作業 7:30～ (予備日 12日(日) 7:30～) 〔23(木) 24(金) 6年修学旅行〕 第1回リサイクル活動 (7:30～)	5/18(土)市P総会・ 研修会
6. 7	金		授業参観、引き渡し訓練 給食試食会(1年生保護者)	
7. 17 18 19	水 木 金		1学期末個人懇談会 (第1日) 1学期末個人懇談会 (第2日) 1学期終業式	
8. 21 29 30	水 木 金	第1回役員会(18:00～)	保体委員会(18:30～) 2学期始業式 第2回役員会(19:00～)	
9. 7 27 28	土 金 土	秋季運動会後援	通学路草刈作業・環境整備作業 (予備日8日(日) 7:30～) 運動会準備作業 (13:30～) 秋季運動会 (雨天順延)	
10. 31			〔31(木) 1(金) 5年宿泊学習〕	
11.		学校開放イベント後援	学校開放月間 授業参観 保護者学級 学校開放イベント 三役選出会議	* 市P研修会 (未定)
12. 3 19 20 24	火 木 金 火		マラソン大会 (予備日4日 (水)) 第3回役員会(18:30～) 広報委員会(19:30～) 2学期末個人懇談会 (第1日) 2学期末個人懇談会 (第2日) 2学期終業式	
1. 8	水		3学期始業式 学校保健安全委員会	* 県P研修会 (未定)
2. 1 7 14	土 金 金	リサイクル活動支援	第2回リサイクル活動 (7:30～) 授業参観・学級懇談会 新学校委員会 (18:30～)	
3. 19 21 24 下旬	水 水 金	第2回役員会(18:00～)	卒業式? 新旧役員引継会 (19:00～) 修了式 広報紙「龍門」発行	

令和6年度 教育振興会予算(案)

竜門地区幼児・児童教育振興会

収入の部

(円)

項 目	前年度予算額	今年度予算額	増減	備 考
繰越金	34,734	1,734	△ 33,000	令和5年度よりの繰越金
会 費	150,000	150,000	0	区長会よりの会費
活 動 費	10,000	3,000	△ 7,000	スクールサポーター活動費
寄 付 金	0	0	0	
雑 収 入	2	2	0	利息
合 計	194,736	154,736	△ 40,000	

支出の部

項 目	前年度予算額	今年度予算額	増減	備 考
会 議 費	5,000	0	△ 5,000	役員会飲料
通 信 費	7,000	6,000	△ 1,000	役員会通信費 印刷用紙代等
活 動 費	10,000	3,000	△ 7,000	スクールサポーター活動費
行事補助費	100,000	100,000	0	運動会等学校行事費用の補助
慶 弔 費	8,000	6,000	△ 2,000	
予 備 費	34,736	39,736	5,000	
合 計	164,736	154,736	△ 10,000	

令和6年度

育友会予算(案)

紀の川市立竜門小学校育友会

収入の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備 考
繰越金	504,965	332,248	△ 172,717	1人在籍[3000×36件=108,000円] 複数在籍[5000×25件×=125,000円] 教職員[3000×14件=42,000円]
会費	288,960	275,000	△ 13,960	
補助金	150,000	150,000	0	教育振興会行事補助 PTA助成金
寄付金	5,000	5,000	0	区長会よりご祝儀
雑収入	3	3	0	利息
合 計	948,928	762,251	△ 186,677	

支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増減	備 考
運営費	28,000	28,000	0	
1 会議費	12,000	12,000	0	飲料、印刷用紙など
2 事務費	16,000	16,000	0	封筒、切手、印刷用紙など
事業費	121,000	111,000	△ 10,000	
1 委員会費	80,000	70,000	△ 10,000	育友会事業飲料、育友会行事用消耗品など
2 保険料	18,000	18,000	0	県P安全会費
3 研修費	10,000	10,000	0	県P研修会費用など
4 慶弔費	10,000	10,000	0	
5 分担金	3,000	3,000	0	市P分担金
援助費	355,000	373,000	18,000	
1 各種研修費	5,000	3,000	△ 2,000	
2 保体補助費	100,000	120,000	20,000	運動会用品、参加賞など
3 奨学費	120,000	120,000	0	卒業アルバム補助、入学卒業記念品など
4 福祉費	50,000	50,000	0	マラソン大会参加賞・パンジー苗代等
5 学習援助費	80,000	80,000	0	学校開放イベント、教材購入補助費など
予備費	444,928	250,251	△ 194,677	
合 計	948,928	762,251	△ 186,677	

竜門地区幼児・児童教育振興会々則（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は竜門地区幼児・児童教育振興会と称し、事務局を竜門小学校に置く。

（目的）

第2条 本会は、関係機関の協力と指導を得て、幼児・児童教育の向上発展を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 本会は、竜門地区住民並びに竜門地区幼児・竜門小学校及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

（事業）

第4条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

- 1 竜門地区の幼児・児童教育に対する関心を高め、その知識を豊富にするための講演会及び研修会の開催
- 2 幼児・児童教育に関する参考図書の斡旋
- 3 幼児・児童教育の相談
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業に対する援助

（役員）

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。

- | | |
|--------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 理事 | 若干名 |
| 4 書記会計 | 1名 |
| 5 監査 | 3名 |

（会務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長の求めに応じ、本会の事業の企画運営に当たる。
- 4 書記会計（事務局）は、本会の庶務会計を担当する。
- 5 監査は、本会の会計監査を行う。

（役員を選出）

第7条 役員を選出については、総会の承認を得るものとする。

（顧問）

第8条 本会に顧問を置くことができる。

（会議）

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。総会は毎年1回4月に開催する。但し、要に応じて臨時に開く。

- 2 役員会は、必要に応じて開く。
- 3 総会及び役員会は、会長が招集し、過半数の出席により成立する。

（議事）

第10条 総会及び役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 総会
 - (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
 - (2) 会則の変更
 - (3) その他、役員会において必要と認めたこと。
- 2 役員会
 - (1) 総会に提出する議案の作成
 - (2) その他、本会の業務運営上必要な事項

（経費）

第11条 本会の経費は、各大字からの会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、昭和49年4月より施行する。

平成31年4月一部改正

竜門小学校育友会規約(案)

第1章 総則

第1条 本会は竜門小学校育友会とよび、事務局を小学校内におきます。

第2条 本会の役員は次の通りです。

- ・竜門小学校に在籍する児童の両親、保護者及び家族
- ・本校に勤務する教職員
- ・校区内に住み本会の趣旨に賛同する一般有志

第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校・社会・家庭の三者が強力な一体となり、児童の福祉を増進し積極的な民主教育を推進することを目的とします。

第4条 本会は目的を達成するために次の事業を行います。

- ・民主教育の推進に関すること
- ・児童の福祉増進に関すること
- ・学校の教育環境整備に関すること
- ・会員の教養向上及び家庭生活、社会生活の刷新に関すること
- ・その他教育振興に必要な事業と協力

第3章 役員

第5条 本会は次の役員及び委員をおきます。

- ・会長 1名、副会長 2名(原則としてうち1名は女子)
- 書記会計 1名、会計監査 3名、学校委員(各地区2名)
- 地区委員(各班1名)、学級委員(各学級2名)

第6条 役員及び委員の選出は次の方法で行います。

- ・会長、副会長、会計監査は毎年4月に開く定例新旧役員会で選出し、総会で承認を受ける。
- ・書記会計、顧問は会長が委嘱します。
- ・学校委員は各地区の会員の中から、地区委員は各地区の班の会員の中から、学級委員は各学級の会員の中からそれぞれ選出します。

第7条 本会の役員の任期は1カ年とし、再任を妨げません。

第8条 本会の役員の任務は次の通りです。

- ・会長は本会を代表し、会務を総理します。
- ・副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行します。
- ・書記会計は会の庶務を司り会計事務を処理します。
- ・会計監査員は会計経理の監査を行います。
- ・学校委員は事務局の仕事を助け会運営の相談に応じます。
- ・地区委員は学校委員を助け、地域の会員がよく権利と義務を全うするように努めます。
- ・学級委員は担任に協力し、学校行事等の相談に応じ学級運営に協力します。また会長の要請により役員会に出席し、学校委員と共に運営にあたります。
- ・顧問は会長の諮問に応じて重要な事項に参加します。

第4章 会議

第9条 本会の目的を達成するために次の会議をもちます。

・総会 ・役員会 ・専門委員会

第10条 各会議は構成員の2分の1以上の出席で成立し多数決で議決します。

第11条 総会は本会の最高議決機関で毎年1回学年始めに開いて会員の2分の1の出席で成立し、出席者の3分の2の賛同を得て本会の解散、会則の改正、決算の承認、予算の審議及び新役員の承認を行います。

但し会長または会員の3分の2以上の要求により臨時に総会を開くことができます。

第12条 役員会は総会に次ぐ決議機関で、第11条以外の必要事項を決議します。

第13条 本会には会長が委嘱した委員で、次にかかげる専門委員会を組織し、専門的な事業を計画、役員会に提案し承認を得て執行します。

・学校委員会、地区委員会、**学級委員会**、広報委員会、研修委員会、保体委員会

第5章 会計

第14条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてます。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。

第6章 褒賞

第16条 会員で本会の発展に特に功績のあったもの及び育友会の本質をよく体して、社会的事業に貢献したものは、役員会の決議により、総会において表彰します。

第7章 付則

第17条 本規約は昭和50年度より実施する。

本規約は平成23年度より実施する。

平成30年4月24日一部改正
令和6年4月19日一部改正

竜門地区幼児・児童教育振興会 慶弔規定

標記のことについて、下記のとおり定める。

1 見舞金

- ア 本人3週間以上病気の場合（但し、入院の場合は即時）
見舞金3,000円をおくる。
- イ 本人不慮の災害を受けた場合（但し、災害の状況による）
見舞金3,000円をおくる。

2 弔慰

- ア 本人死亡の場合、香料5,000円をおくる。
- イ 両親・配偶者・子供等同居者死亡の場合、香料3,000円をおくる。

3 本規定の対象範囲は、教育振興会本部役員および竜門小学校職員に限る。

4 上記以外の事項については、教育振興会三役協議のうえ、決定する。

5 この規定により金品を受けた時は、その返礼をしない。

6 この規定の改正は、役員会に諮って決定する。

付 則

この規定は、昭和52年6月1日より実施する。

この規定は、昭和53年5月1日一部改正する。

この規定は、昭和55年6月11日一部改正する。

この規定は、平成10年5月13日一部改正する。

この規定は、平成16年4月1日一部改正する。

この規定は、平成17年3月13日一部改正する。

この規定は、平成31年4月23日一部改正する。

竜門小学校育友会慶弔規定

竜門小学校職員・児童及び保護者等の身上に関して事のあるときは、下記の規定により弔いの意を表するものとする。

◆ 弔い及び見舞い（香料及び見舞金）

1 学校職員

区分	香料及び見舞金等	備考
死亡	楮（生花）一对 または 香料10,000円	お通夜に参列 （学校全職員・育友会三役） 葬儀に参列 （学校全職員・育友会三役・学級児童・児童会代表）
入院	3,000円	それ相当の見舞い品でも可

2 学校職員の家族（同居者）

区分	香料及び見舞金等	備考
死亡	香料5,000円	同居者（両親・配偶者・子女）の場合 通夜・葬儀に参列 （学校全職員・育友会三役）

3 児童

区分	香料及び見舞金等	備考
死亡	楮（生花）一对 または 香料10,000円	お通夜に参列 （学校全職員・育友会三役） 葬儀に参列 （学校全職員・育友会三役・学級児童 地区児童全員・児童会代表）
入院	3,000円	校長及び学級担任が見舞う

4 児童の両親・保護者

区分	香料及び見舞金等	備考
死亡	楮（生花）一对 または 香料10,000円	お通夜に参列 （校長・教頭・学級担任・育友会三役） 葬儀に参列 （校長・教頭・学級担任・育友会三役・学級保護者 学級児童・児童会代表）

◆ その他

上記以外の慶弔等については、その都度協議する。

☆備考欄のお通夜・葬儀の参列については、それを原則とする。

☆この慶弔に対しては、如何なる形、如何なる意味においても、返礼及びそれに相当する行為をしてはならない。

☆この規定は、昭和55年6月11日より実施する。

☆この規定は、平成3年4月1日一部改定する。

☆この規定は、平成16年12月5日一部改定する。

☆この規定は、平成20年4月12日一部改定する。

☆この規定は、平成21年4月16日一部改定する。

☆